

- 一八、交通、運輸、電氣、鑛山、水産、森林、鹽田、土木、建築、労働者其他自由労働者の傷害疾病に對する特別保障法の制定。
- 一九、耕作權の確立、立毛差押、立入禁止、絕對反對。
- 二〇、米麥、其他農産物の強制検査制度の廢止。
- 二一、肥料、農具、種子の國營並に無料貸與、凶作、遠慮及び土地取上げの場合に於ける農民の生活國庫保證。
- 二二、官公有並に共有の林野、河川、湖沼、及び一切の荒地不用地の農民による自由使用の確認。
- 二三、農會及産業組合の漁業組合の完全なる自主性。
- 二四、全兵科に於る一年現役制の實施及自作農創定法の撤廢。
- 二五、兵卒の待遇改善。兵卒の人格權確認。
- 二六、一切の軍務による家族の窮乏の國家による生活保證。
- 二七、青少年婦人労働者特別保護法の制定、青少年婦人の徒弟制度の廢止。
- 二八、義務教育機關の増設完備、その年限延長その費用及び兒童の凡ての給與の國庫負擔。
- 二九、學生生徒の研究の自由及び校内に於ける自治權の確立
- 三〇、男女青年團、在郷軍人會、青年訓練所の廢止。補習學校の自主化。
- 三一、女子の法律上、經濟上、社會上の差別撤廢。

- 三二、前借其他による女子及び少年の人身賣買の禁止
- 三三、居住權の確立、家賃制限法の制定、所有者住宅の公營増設及び其の管理權の獲得。
- 三四、民族的、封建的賤視觀念による差別の撤廢及び恩惠施設反對。
- 三五、殖民地民族の解放
- 三六、秘密外交の廢止。
- 三七、對支干涉絕對反對。
- 三八、帝國主義戰爭反對。

規約決定の件 (本部提出)

本部は、結黨大會に對し、左の原案を提出する。

勞農黨規約

- 第一章 名 稱
- 第一條 本黨は勞農黨と稱し本部を東京に置く。
- 第二章 目 的
- 第二條 本黨は黨の綱領政策宣言及び決議を貫徹するを以て目的とす。
- 第三章 構 成
- 第三條 本黨は黨の綱領規約を遵守する個人を以て構成す。
- 第四章 機 關

第一節 黨 大 會

- 第四條 黨大會は黨の最高機關にして、大會代議員、中央執行委員、及び本部員を以て構成す。但し中央執行委員は本部各部員は發言權のみを有し決議權を有せず。
- 第五條 黨大會は毎年一回中央執行委員會之を召集し議長及び副議長は大會に於て選舉す。
- 但し中央執行委員會は黨員三分の一以上の要求ありたる時は臨時黨大會を召集することを要す。中央委員會必要ありと認めたる時は臨時黨大會を召集することを得。
- 第六條 黨大會の代議員は支部及び支部聯合會より選出するものとす、その選出比率は別表の定むる所による。
- 第七條 黨大會は代議員の三分の一以上出席するに非ざれば議決することを得ず。
- 第八條 黨大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す、可不同數なる時は議長之れを決す。
- 第九條 黨大會は中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、書記長一名、會計一名、會計監査若干名を選出す。但し中央執行委員は地方支部聯合會又は必要ある時は支部より選出す。その選出比率は別表の定むる所による。必要なる場合には大會は以上の規約に依らずして選出することを得。

第二節 中央執行委員會

- 第十條 中央執行委員會は次期大會に至るまでの最高執行機關にして大會に對し責任を負ふものとす。
- 第十一條 中央執行委員會は中央執行委員長之を招集す。
- 第十二條 中央執行委員會は年三回以上開催する事を要す。
- 第十三條 中央執行委員會は常任中央執行委員を互選す。但し中央執行委員長は常任中央執行委員長を兼任す。
- 第十四條 本部常務の執行機關として常任中央執行委員會を置く。常任中央執行委員會は常任中央執行委員長及び常任中央執行委員を以て構成し、常任中央執行委員長之れを招集す。
- 第十五條 常任中央執行委員會は常時必要事項につき中央執行委員會に代り審議決行す。但しその行動は總て次期中央執行委員會の承認を得ることを要す。
- 第四節 部 門
- 第十六條 中央執行委員會は必要に應じ、政治、組織、宣傳、組合對策、教育、調査、機關紙、財政、青年、婦人、國際等の部門を設くるものとす。
- 第十七條 各部門は中央執行委員會の統制を受く。
- 第十八條 各部門は部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員會之れを任免す。
- 第五章 本 部 役 員
- 第十九條 本部に左の役員を置く。